三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）

五　（略）

3～4　（略）

（申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件の一部改正）

第三条　申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を明示した図書とする。 一　令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合する場合　次のイからハに掲げる事項 イ　主要構造部、天井、防火設備その他の建築物の部分に関する荷重（構造耐力上主要な部分及び法第三十七条の規定により同条に規定する指定建築材料を使用する部分並びに建築設備に関する荷重を除く。） ロ　昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重	建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次に掲げる事項を明示した図書とする。 一　昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重

三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）

五　（略）

3～4　（略）

改正後	改正前
二　令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定に適合する場合　次のイからロに掲げる事項 イ　前号ロに掲げる事項 ロ　防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造	二　防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

その他告示

○デジタル庁告示第十一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年十月三十日　内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道留萌市一般会計補正予算における、北海道留萌市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道栗山町一般会計補正予算における、北海道栗山町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和八年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

五　令和八年度福島県会津若松市住民税非課税世帯冬季支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度福島県会津若松市一般会計補正予算における、福島県会津若松市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

六　令和八年度栃木県足利市物価高対応あしかが子育て応援手当支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度栃木県足利市一般会計補正予算における、栃木県足利市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

七　令和八年度東京都調布市市民生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度東京都調布市一般会計補正予算における、東京都調布市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）